

契約監視委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、契約事務実施規則（13規則第13号。以下「規則」という。）第5条の2第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に設置する契約監視委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等委員会に関し必要な細目を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5名以上をもって組織する。

2 委員は、農研機構の監事全員並びに公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約に関する手続等についての審査を適切に行うことができる外部の学識経験又は専門知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置く。

6 委員長は、委員の互選により選出する。

7 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。なお、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、理事長の要請に基づき、次に掲げる事務を行う。

一 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく調達等合理化計画の策定又は改定及び自己評価の際の点検を行うこと。

二 農研機構が行った契約について、次の観点等により、契約金額、契約内容等の重要性を考慮し、類似案件の偏向がないよう委員会が抽出し、及び指定したものに、点検を行うこと。

ア 競争性のない随意契約（会計規程（13規程第26号）第38条第4号に掲げる場合に該当するものを除く。）について、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。

イ 契約が一般競争入札又は指名競争入札による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか、一者応札・応募となっている案件について、一者応札・応募の改善方策が適当か。

三 前号の点検により見直しが必要とされた事項について、その後において締結された

契約で改善されているか点検すること。

四 「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）2の（1）の①から⑤までの措置及び（2）の①から⑦までの条件（第6号アにおいて「大臣決定2の措置及び条件」という。）に係る規定の整備及びその見直しに関し、事前承認を行うこと。

五 特例随意契約（規則第28条の2第1項に規定する特例随意契約をいう。以下同じ。）を実施してよい旨の毎事業年度の事前承認を行うこと。この場合において、事前承認は、事後確認（次号及び第8号の事務をいう。第7条第3号において同じ。）の結果（改善策等の対応を含む。）を踏まえて行うこと。

六 農研機構が行った特例随意契約の個々の案件について、次の観点から点検を行い、必要に応じて改善策等に係る意見を述べること。

ア 大臣決定2の措置及び条件が、特例随意契約に関する規定に則って運用されているか。

イ 一者見積りの契約（特に、同種類類似案件の契約が、特定の業者と連続して結ばれている場合）について、一者見積りとなった原因は何か、参加者の拡大ができないか。

七 前号の規定による点検の対象を抽出する方法を決定すること。

八 特例随意契約に関する内部監査等による点検結果について審議し、必要に応じてその内容及び事後処理（問題事例の再発防止策等）等に係る意見を述べること。

（委員会の開催）

第4条 委員会は、原則として年1回以上開催するものとし、理事長が招集する。

2 委員長は、その所掌事務を遂行するに当たり、必要があると認めるときは、理事及び職員に対して出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の時は、委員長が決するものとする。

（理事長への通知）

第5条 委員長は、委員会の審議結果を速やかに理事長に通知するものとする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、本部管理本部総務部会計課が行うものとする。

（公表）

第7条 理事長は、委員会に係る次に掲げる事項について、農研機構のウェブサイト等で公表する。

一 委員の構成

二 審議に係る議事の概要

三 事後確認に係る資料

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元.12.3 31細則第65-1号）

この細則は、令和元年12月3日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03細則第65-2号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。